

## 志木市プレミアム付商品券事業取扱店募集要項

消費税及び地方消費税の10%への引上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の発行を行う市町村に対し、その実施にあたり必要な経費を国が全額を補助します。それに伴い、志木市商工会では志木市より委託を受けて、志木市プレミアム付商品券事業取扱店募集事業を実施する運びとなりました。

この商品券は、令和元年10月1日（火）より市内郵便局及び志木市商工会で販売し、購入価格4,000円で5,000円分のお買い物ができる商品券になっており、令和2年2月29日（土）まで取扱店を募集いたします。

取扱店を希望される事業所は、下記内容をご確認いただきまして、「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入の上、志木市商工会までお申込みください。

### 志木市プレミアム付商品券の概要

- 1 名 称 志木市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- 2 取扱店募集委託団体 志木市商工会（以下「商工会」という）
- 3 取扱店募集期間 令和元年 8月1日（木）～令和2年2月29日（土）
- 4 商品券申請期間 令和元年10月1日（火）～令和2年1月10日（金）
- 5 商品券販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年1月31日（金）
- 6 有効期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）  
※期間を過ぎた商品券は無効となります。
- 7 換金受付期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月16日（月）
- 8 発行総額 3億2,500万円（プレミアム分25%：6,500万円分含）
- 9 発行券 1冊5,000円 ※全て大型店・その他の商店共通  
※対象者は500円×10枚を4,000円で購入  
※引換券1枚につき5セットまで購入可

- 10 発行枚数 65,000冊
- 11 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- 12 特定事業者 市内で営業している小売店・飲食店・サービス業・建築業等で特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者。
- 13 商品券販売所 市内郵便局（5箇所）、商工会（10月の定められた土日のみ販売）
- 14 購入対象者等 ①平成31年1月1日時点において志木市の住民基本台帳に記載されており、平成31年度住民税が非課税者。ただし、課税者と生計同一の配偶者及び扶養親族、生活保護受給者を除く。  
②平成31年度1月1日時点の翌日以降に転入したものであって、他市町村から国の指定するプレミアム付商品券事業に係る引換券を発行され、当該市町村の発行する商品券を購入していない者。  
③令和元年6月1日時点において3歳児未満の子が属する世帯の世帯主。  
④令和元年6月1日以降、令和元年9月30日までに出生した子の属する世帯の世帯主。
- 15 使用範囲 ①商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。  
②特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。  
③商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。  
④商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。  
⑤商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。  
（1）不動産や金融商品  
（2）たばこ  
（3）商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの  
（4）風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務  
（5）国税、地方税や使用料などの公租公課
- 16 釣銭について 釣銭は出さない
- 17 取扱店申込方法 ①「取扱店の登録申込書（以下「申込書」という）」に必要事項を記入の上、志木市商工会へお申し込みください。  
※申込書類は、志木市商工会にご用意しております。  
②受付期間は令和2年2月29日（土）まで

③申込みのあった事業者は、商工会において審査の適否を行い、取扱店として承認いたします。承認した場合、結果及び商品券特定取引マニュアルを申込事業者へ郵送いたします。

- 18 取扱店の責務等
- ①取扱店であることが明確になるよう、商工会で作成したステッカー・ポスターを分かりやすい場所に掲示してください。
  - ②利用者が持ち込んだ商品は、受け取るまでに問題ないか確認し、偽造された商品券と判断できる場合、商品券の受け取りを拒否し、その事実を商工会へ速やかに報告してください。
  - ③商品券を受け取った時は、他店での再使用防止の為に、裏面の所定欄に取扱店に記入又は押印することとし、既に取扱店の記入・押印がある場合は、受け取りを拒否してください。
  - ④取扱店自らの事業上の取引（商品などの仕入等）に使用しないでください。
  - ⑤利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れの等による損失は取扱店の責務とします。
  - ⑥取扱店が換金する場合、受取商品券と商品券換金請求書（取扱店で記入）並びに商品券の裏面の所定欄に取扱店の記入・押印済の商品券を商工会に提出してください。

- 19 その他
- ①取扱店に登録された事業者には、商品券取扱店ステッカー、ポスター等を9月末までに配布いたします。
  - ②この「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した場合は請求する場合があります。
  - ③取扱店情報は、市・商工会ホームページや商品券取扱店一覧表で周知いたします。

20 問合せ先 志木市商工会 志木市本町 1-6-30 ☎048-471-0049 Fax048-471-0057  
メール:info@shikishishokokai.net  
(電話は平日の午前9時から午後5時まで)